

令和7年度 京都市立中京中学校 部活動規定

京都市立中学校部活動ガイドラインを遵守する。

1、目的

部活動は、生徒が学級や学年を越えて共通の興味や内容を追求する活動の場であり、技術指導による技術や特性の向上のみでなく、生徒指導面でも生徒の自主性や社会性等を伸ばすことを目的とし、そのために全教職員が協力していくものとする。

2、顧問

- (1) 全教員が顧問となり、状況に応じて助け合いながら部活動を実施する。
- (2) 各部とも複数顧問で技術指導・施設管理の充実を行うのが望ましい。
- (3) 各部とも顧問の指導のもと活動を行うことを原則とし、顧問がどうしても様子を見に行けない場合は、他の教職員から協力を得るなど、部活動の安全について気をつける。
- (4) 体育系部活動は、技術指導、審判・引率等で顧問間の協力を行っていく。
- (5) 一人部員については、原則として認めないが、状況に応じて教員の理解のもとで許可する。一人部員の顧問は、職員会議で検討し、管理職が決定していく。
- (6) 顧問は必要に応じて部活顧問会を開き、情報交換や部活動間の活動場所等の調整を行う。

3、活動時間 平日 土日祝・長期休業中の活動

(1) 平日

17:00 完全下校。

長期休業中と土・日・祝日

例 (午前) 9:00～12:30 (午後) 13:00～16:30 17:00 完全下校

※各顧問は下校時間を厳守させること。(下校時間後の校門外のミーティングは原則認めない)

- (2) 技術指導・施設管理は顧問または部活動指導員が行うことを原則とし、状況により学校長が認めた外部コーチ、及び顧問から依頼され相互に了解した教員が行う。
- (3) 卒業生等の活動参加は、顧問の許可のもとで行う。
- (4) 次の学校行事の日には、練習などの活動は原則として行わない。

入学式前日 卒業式前日 体育大会 文化祭 校外学習 チャレンジ体験

※入学式、卒業式、始業式、終業式、離任式など、昼食・給食のない日は原則として、いったん帰宅後に再登校し、14:00以降に活動できる。(ただし、時間が繰り上がった場合には例外あり)

※再登校の時間は厳守すること。正確な活動時間を早い段階で必ず生徒に伝える。

(その時間まで校門をくぐらない。)

また、再登校の時間がない場合は、顧問の指示により、再登校ではなく、お弁当も可とする。

※部活生徒が早く登校する時は、事前に顧問から職朝などで教職員に連絡し了解を得る。

- (5) 職員会議・研修会等の際には、事故に十分注意して活動してもよい。

ただし状況によっては、活動を停止する場合もある。

(6) 定期テスト1週間前より、テスト終了前日までは活動を行わない。

(7) 上記(4)(6)については、公式戦(中体連主催のものやそれに準ずる試合)・発表会等の都合により、教員の了解を得れば当日の10日前から活動することができる。

ただし原則は、顧問または部活指導員の直接指導が必要である。

(8) 雨天時の活動場所については、次のことに注意する。

①校舎内での活動は安全に十分注意する(雨の日はとても滑りやすく危険である。また、危険な用具類は使用しない)

②中庭でも危険なトレーニングは行わない(安全に十分気をつける)

(9) 部活動の下校時間には、原則として会議や研修を一時中断して全教員で下校指導にあたる。

(10) 週2日以上の休養日を設けること。

①休養日は、家庭でのふれあいや地域活動への参加などを考慮し、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

②1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

4、休日及びそれに準ずる日の活動

(1) 土日・祝日、長期休業中は顧問または部活指導員の直接指導のもとでのみ活動が行える。

(2) 泊を伴う活動を行う場合は保護者会を開くなど、保護者への理解を必ず得ること。

5、活動に制限を受ける場合

顧問または部活指導員による直接指導が不可能な場合は、次の活動はできないこととする。

(1) 校外での活動

(2) 危険な機械などを使用する活動

(3) 危険な実験などの活動

(4) その他、安全上問題が生じるおそれのある活動

6、活動の停止

(1) 活動状況によっては、顧問・部活動係・生徒指導部長等で相談の上、当該部の活動を停止させることができる。

(2) 活動場所の使用状況(後かたづけ等)、活動時間の違反は活動停止の対象とする。

7、活動時の服装及び更衣・後片づけについて

(1) 部活動の登下校、活動時の服装については下記の通りとする。

1、標準服および体操服

2、部内で統一させたもの(クラブTシャツ、ユニフォーム等)

3、その他、顧問が認めたもの

(2) 活動の更衣は、原則として体育館の更衣室とミーティングルームを使用する。荷物もその場所に置いておく。

(3) 活動場所の後片づけ・清掃は、各部で責任をもって行う。

8、入部・転部・退部について

- (1) 部活動の入部登録は毎年度ごとに行う。
- (2) 年度途中での転部・退部については、顧問・担任・保護者と相談の上、決定する。
- (3) 入部・転部・退部については、担任・顧問に届けを提出する。

※部活動は技術や特性の向上のみでなく、生徒指導面でも生徒の自主性や社会性等を伸ばすことを目的とし、全教員がそのために協力していくものなので、原則として入部制限は設けない。(ただし、健康面などで入部を考慮しなければならない場合もある。)

9、キャプテン会議（部長集会）

- (1) 各部の部長は必要に応じて部活動係・顧問の指導のもとキャプテン会議を開く。
- (2) キャプテン会議では、各部間の交流をはかり、部活動が円滑に行えるように調整するものとする。
- (3) 各部の部長は会議で決まったことを全ての部員に連絡して徹底すること。

10、部の新設・休部・廃部

- (1) 今年度の部活動は下記の通りとする。

(体育系) 男子・・・バスケットボール
女子・・・バスケットボール・バレーボール
男女・・・サッカー・野球・陸上競技

(文化系) 科学 吹奏楽 美術

- (2) 部の新設・休部・廃部については全教員で協議し、学校長が決定する。

11、部費

部費については基本的には集めない。やむを得ず部費を集める部活動については管理職への連絡と保護者会を開くなどその目的を周知すること。また、部費に限らず部活動で保護者負担していただいた分については決算報告書を出して保護者に知らせること。

12、その他

土曜日及び日曜日、祝日の部活動に限り、お茶以外の飲料ではスポーツドリンクのみ持ってきてよいが、必ずペットボトルは持ち帰ること。(徹底されない場合は禁止することがある)。夏休みなど長期休業中もこれに準ずる。

改定日 令和7年4月1日